

岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく岩倉市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の推進等のための岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 基本計画の推進に関すること。
- (3) その他基本計画に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部協働安全課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「83の項」を「84の項」に改める。

別表中

「

83	都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会委員	日額 7,450円
----	----------------------------	-----------

」

を

「

83	都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会委員	日額 7,450円
84	男女共同参画基本計画推進委員会委員	日額 7,450円

」

に改める。